

監査公表第24号(令和2年12月11日、県公報第159号登載)  
教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成30年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果(平成31年3月18日30監総第895号)に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月11日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

2 教財第 9 7 4 号

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿

同 行 正 晴 實 殿

同 世 利 洋 介 殿

同 長 裕 海 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 3 1 年 3 月 1 8 日 3 0 監総第 8 9 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
社会教育総合センター	委託契約に基づく徴収金において、収入科目を誤っていた。	収入科目については、平成 3 1 年 1 月に正しい科目である「雑入」に更正した。 今後、徴収金の収入科目を決定する場合は、財務規則等の関係法令を必ず確認することを徹底し、再発防止を図ることとした。 また、平成 3 1 年 3 月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内での指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。

<p>福岡聴覚特別支援学校</p>	<p>特別支援教育就学奨励費において、算定を誤ったため、支給不足及び支給過大となっていた。</p>	<p>支給額の不足及び過大については、平成31年2月に追給及び返納を行った。</p> <p>担当者は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に基づいて当該奨励費を算出し、事務長はその後確認を徹底することとした。</p> <p>また、担当者及び事務長は、奨励費に係る研修を必ず受講し、その後に事務長が研修内容を他の職員にも周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p> <p>平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内での指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。</p>
<p>福岡農業高等学校</p>	<p>工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。</p>	<p>担当者及び事務長は契約保証金に係る財務規則の規定を再確認するとともに、再発防止のため、今回の指摘内容と規定を引継書に記載し、確実に引き継ぐこととした。</p> <p>また、担当者と事務長は、毎年度、会計事務研修会や出納員研修会を受講し、その後に事務長が学校内で研修を行うことで誤処理の再発防止を図ることとした。</p> <p>平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内での指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。</p>

<p>浮羽工業高等学校</p>	<p>工事請負契約において、契約保証金を徴していなかった。</p>	<p>担当者及び事務長は、契約保証金に係る財務規則の規定を再確認するとともに、再発防止のため、契約の際、契約保証金の徴収や免除に係る根拠規定や関係資料の確認を徹底することとした。</p> <p>また、担当者と事務長は、毎年度、会計事務研修会や出納員研修会を受講し、その後に事務長が事務職員に研修を行い、適正な事務処理を徹底させることで再発防止を図ることとした。</p> <p>平成31年3月、本庁財務課から所属長及び出納員に対し、所属内での指導、財務規則等の確認の徹底による適正な事務処理に取り組むよう通知を行った。</p>
-----------------	-----------------------------------	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。</p>	<p>行政財産目的外使用に伴う庁舎等維持負担金に係る下水道使用料について、未徴収であったものは、平成30年12月に徴収した。</p> <p>総務室長（出納員）は、下水道使用料を徴収する場合の適正な算定方法について確認するとともに、総務班長及び担当者に指導した。</p> <p>また、使用許可の対象について、下水道使用料の有無の確認を徹底し、再発防止を図ることとした。</p>
	<p>庁舎等維持負担金において、下水道使用料に係る経費を徴収していなかった。</p>	<p>行政財産目的外使用に伴う庁舎等維持負担金に係る下水道使用料について、未徴収であったものは、平成30年11月に徴収した。</p> <p>事務長（出納員）は、下水道使用料を徴収する場合の適正な算定方法について確認するとともに、担当者及び関係職員に指導した。</p> <p>また、使用許可の対象について、下水道使用料の有無の確認を徹底し、再発防止を図ることとした。</p>
	<p>授業料において、調定が117日遅延していた。</p>	<p>授業料の調定期を失しないように、事務スケジュールを事務室内の行事予定表等に記載し、職員全員で確認していくこととした。</p> <p>上司もこのスケジュールに基づき、業務の進捗状況を担当者に随時確認し、必要な指示を行うことで再発防止を図ることとした。</p>

<p>教育委員会</p>	<p>特別支援教育就学奨励費において、通学費の認定を誤ったため、支給不足となっていた。</p>	<p>認定誤りについて、平成31年2月に追給した。</p> <p>今後、通学費の認定においては、申請書を交通手段（自家用車、公共交通機関など）ごとに仕分けし、確認を行っていくこととした。</p> <p>また、上司は、通学費について、往復利用者を片道利用者としていないかなど、認定内容に誤りがないかの確認を徹底し、再発防止を図ることとした。</p>
	<p>特別支援教育就学奨励費において、学用品・通学用品の算定を誤ったため、支給不足となっていた。</p>	<p>算定誤りについて、平成31年3月に追給した。</p> <p>今後は、届出書の提出後直ちに内容を確認することとし、複数の事務職員で、算定した支給額の確認を徹底することとした。</p> <p>上司も決裁の際に、支給額と添付書類を照合・確認することを徹底し再発防止を図ることとした。</p>
	<p>その他需用費（修繕料）において、支出負担行為決議書による決裁前に修繕工事を発注していた。</p>	<p>担当者及び出納員は、事前伺の際に、所独自に、予算の有無について確認する項目を追加した会計事務チェックシートを用いて確認を徹底することとした。</p> <p>また、出納員は、会計事務研修会等を必ず受講し、その後に事務職員全員に対し研修を行い、適正な事務処理を徹底させることで、再発防止を図ることとした。</p>